

リスク管理債権

●リスク管理債権の状況

銀行法施行規則に基づくリスク管理債権は、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」、「正常債権」の総称で、単体ベースの開示に加え、連結ベースの開示が義務付けられています。ただし、これらのリスク管理債権は、担保の処分や保証などにより回収可能なものが含まれており、開示額がすべて損失につながるものではありません。

●（連結・単体）リスク管理債権

(単位：百万円)

	連結		単体	
	2022年3月31日	2023年3月31日	2022年3月31日	2023年3月31日
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,472	9,221	5,898	8,631
危険債権	80,664	84,862	80,655	84,853
三月以上延滞債権	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	6,284	6,242	6,284	6,242
小計	93,421	100,326	92,839	99,727
正常債権	6,129,833	6,288,709	6,131,629	6,287,500
合計	6,223,255	6,389,035	6,224,468	6,387,227

- (注) 1. リスク管理債権残高は、担保及び貸倒引当金を控除する前の金額であります。
 2. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
 3. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものです。
 4. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当する貸出金以外のものです。
 5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決を行った貸出金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当する貸出金以外のものです。
 6. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記2.から5.までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。

信託業務

●信託財産残高表

(単位：百万円)

資産	2022年3月31日	2023年3月31日	負債	2022年3月31日	2023年3月31日
銀行勘定貸	4,533	4,174	金銭信託	4,533	4,174
合計	4,533	4,174	合計	4,533	4,174

(注)共同信託他社管理財産については、2022年3月31日及び2023年3月31日のいずれも該当ありません。

●元本補填契約のある信託

(単位：百万円)

資産	2022年3月31日	2023年3月31日	負債	2022年3月31日	2023年3月31日
銀行勘定貸	4,533	4,174	元本	4,533	4,174
合計	4,533	4,174	その他	0	0
			合計	4,533	4,174

●受託残高

(単位：百万円)

	2022年3月31日	2023年3月31日
金銭信託	4,533	4,174

(注)年金信託、財産形成給付信託、貸付信託については、2022年3月31日及び2023年3月31日のいずれも該当ありません。

●信託期間別の元本残高

(単位：百万円)

		2022年3月31日	2023年3月31日
金銭信託	1年未満	-	-
	1年以上2年未満	-	-
	2年以上5年未満	-	-
	5年以上	4,355	4,048
	その他のもの	178	126
	合計	4,533	4,174

(注)貸付信託については、2022年3月31日及び2023年3月31日のいずれも該当ありません。

以下の事項に該当するものではありません。

- ①金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券及び暗号資産の区分ごとの運用残高
- ②金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分をいう。）の残高
- ③金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高
- ④担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高
- ⑤使途別（設備投資及び運転資金の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金残高
- ⑥業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
- ⑦中小企業等（資本金3億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が300人以下の会社又は個人をいう。ただし、卸売業にあっては資本金1億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が100人以下の会社又は個人を、サービス業にあっては資本金5千万円以下若しくは常時使用する従業員が100人以下の会社又は個人を、小売業及び飲食店にあっては資本金5千万円以下若しくは常時使用する従業員が50人以下の会社又は個人をいう。）に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
- ⑧金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分をいう。）の残高
- ⑨暗号資産の種類別の残高
- ⑩元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額